

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱

〔 危 防 第 1034 号 〕
〔 令和8年6月22日 〕

（趣旨）

第1条 知事は、県内で被災地支援活動、防災研修及び災害ボランティア人材の育成活動を現に行う者に対し、被災地支援用資機材等の整備を促進することで、地域防災力の向上及び地域住民の安全・安心の向上を図ることを目的とし、当該資機材の整備に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年府会393号。以下「内閣府通知」という。）、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）交付要綱（令和8年3月2日府地創第65号）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

- （1）特定非営利法人や一般社団法人などの営利を目的として事業を行わない団体であって、県内に事務所又は継続的に活動を行う拠点を有するものであること。
- （2）県内外での被災地支援活動を行った実績があり、今後県内で災害が発生した場合にも支援活動を行う意思がある団体。
- （3）県内において、平時より防災研修や災害ボランティア人材の育成等の地域防災力の向上に資する活動を継続的に実施している団体。
- （4）過去5年以内に県が主催又は後援する防災訓練や防災研修、その他の防災関連イベントに参画した実績がある団体。

（暴力団の排除）

第3条 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （4）自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

2 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営等に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、令和8年9月30日とする。ただし、予算額を超える申請があった時点の募集期限で受付を終了する。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費間の20パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙(「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付商第1251号))のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(4) 補助事業を行うため、売買、請負、その他の契約を締結する場合には、原則として見積合せ等によることとし、最も安価な相手と契約を締結すること。ただし、見積合せ等に付し難い場合又は不適當である場合は、その理由、選定方法等を明らかにし、任意の相手との随意契約によることができる。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(6) (5)に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳のうち、電磁的

記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(7) 交付決定よりも前に着手した事業は、補助の対象としない。

(8) 国や県又は他自治体や民間団体等の補助等との併用は不可である。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(遂行状況報告)

第7条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

- 2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(補助事業の中止)

第8条 補助事業者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、補助金中止承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項前段に規定する補助金実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 第5条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により報告しなければならない。
- 4 第1項の補助金実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第7号及び第8号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、第8条の承認をする場合又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第16条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 交付決定の前に補助事業に着手していたとき。
 - (3) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても補助事業に着手しないとき。
 - (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (6) 補助事業の遂行ができないとき。
 - (7) 補助事業者について第3条の規定に該当すると判明したとき。
 - (8) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則、要綱又は知事の命令、処分若しくは指示に違反したとき。
- 2 知事は、前項により取り消しの決定をしたときは、書面により補助事業者へ通知するものとする。
 - 3 前項の規定は第12条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 4 知事は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9号による取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第13条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。
- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 3 規則第22条第3号に規定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 4 処分制限期間内において、補助対象の財産等を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - 6 補助事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る県補助金を知事に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月22日から適用する。

(別表)

補助対象経費	補助率	補助金額
<p>災害発生時に被災地支援及び被災者支援の用途で使用する資機材の整備に係る経費（税込み）。</p> <p>1 避難所周辺の環境整備に資する経費 （例）・重機 ・草刈機 等</p> <p>2 避難所の環境整備に資する経費 （例）・キッチントレーラー ・キッチンカー ・トイレカー ・シャワーカー ・乾燥機能搭載車 ・簡易ベッド ・簡易トイレ ・パーティション ・スポットクーラー ・蓄電池 ・発電機 等</p> <p>3 その他被災地支援及び被災者支援の用途で使用する資機材の整備に係る経費</p> <p>※ 資機材は防災訓練や防災研修、その他の防災関連イベントで活用する必要がある</p>	補助対象経費の10分の10以内	補助上限額 金 1,000 万円 ※予算の範囲内で補助

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付申請書

下記のとおり令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業を実施したいので、令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 活動実績等（別紙1）
- 2 事業の内容及び経費の配分（別紙2）
- 3 事業の目的、概要及び効果（別紙3）
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 収支予算（別紙4）
- 6 資機材利用方法の確認書（別紙5）
- 7 誓約書（別紙6）
- 8 その他

別紙1

活動実績等

<p>団体の概要 （組織体制、人員構成、主な活動内容、事務所等の所在地）</p>	
<p>県内外での被災地支援活動を行った実績</p>	
<p>今後災害が発生した場合にも県内で支援活動を行う意思があるか</p>	<p style="text-align: center;">はい いいえ</p>
<p>県内での平時における防災研修や災害ボランティア人材の育成等の活動実績</p>	
<p>過去5年以内に県が主催又は後援する防災訓練や防災研修、その他の防災関連イベントに参加した実績</p>	

※県で活動実績等の記載内容を確認し、補助対象者の要件を満たしているか審査する。

別紙2

事業の内容及び経費の配分

資機材名	数量	事業費	補助対象経費	県補助金額	県補助金以外の財源	備考
		円	円	円	円	
計						

※事業費の根拠が分かる資料を添付すること

事業計画の概要

事業の目的	
事業の概要	(整備する資機材の内容及び数量)
事業の効果	

別紙4

収支予算

収入の部

経費区分	予算額	備考
計		

支出の部

経費区分	予算額	備考
計		

別紙5

佐賀県知事 様

資機材利用方法の確認書

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金により取得した資機材は、補助金の趣旨に基づき、今後、県内で災害が発生した場合には被災者支援のために積極的に活用します。

申請者住所
氏名

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

役職・氏名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

注1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

様式第2号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由

- 注：1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分を消去すること。
2. 添付する「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金の遂行状況について、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業遂行状況（別紙）
- 2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	千円	千円	千円	
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
計				

2 事業別状況

区分	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
	事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金		
	千円	千円	千円	千円		
計						

様式第4号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業中止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金については、下記のとおり補助事業を中止したいので、令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 中止の理由

様式第5号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分
- 2 事業の目的、概要及び効果
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 4 収支決算
- 5 その他

注：1、2、4、5は、補助金交付申請書の様式に準じて規定する。

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあった令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金について、仕入税額控除が確定したので、令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	金	円
2 補助金の確定時における消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額	金	円
3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（= 3 - 2）	金	円

注1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による税額等の対象額でない。

様式第7号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

注：精算払の場合の様式である。

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳 交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

注：概算払で交付する場合の様式である。

様式第9号

財産管理台帳（第12条関係）

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間 (50万円以上の場合)		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位：円)	取得金額 (単位：円)	年月日	耐用年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年月日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

注1 1件の取得価格が50万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、「処分制限期間」の欄も記入するものとする。

2 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。

3 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること。

4 「処分の内容」の欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 「備考」の欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 8 年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 8 年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業に係る財産の処分の承認を受けたいので、令和 8 年度佐賀県被災地支援用資機材整備事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその内容

処分する財産	
処分の方法	※売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、その他（その他は具体的な理由を記入）
処分の予定時期	令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）
処分の理由	
処分の条件	※処分により収益が見込まれる場合は、その額を記入

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）